

令和7年宇治田原町議会運営委員会

令和7年8月26日

午前10時開議

議事日程

日程第1 令和7年第3回（9月）定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④一般質問について
- ⑤再開日について
- ⑥常任委員会の日程について
- ⑦予算特別委員会の日程について
- ⑧決算特別委員会の設置及び日程について
- ⑨提出議案について
- ⑩議事日程（第1号）について
- ⑪行政諸報告について
- ⑫その他

日程第2 その他

1.出席委員

委員長	10番	藤本英樹	委員
副委員長	1番	谷口茂弘	委員
	2番	光島善正	委員
	9番	山内実貴子	委員
	12番	原田周一	議長

1.欠席委員 4番 浅田晃弘 委員

- 1.宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長 勝谷聡一 君

総務政策監	奥谷明君
総務理事兼総務課長	村山和弘君
企画財政課長	中地智之君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	西尾岳士君
専門官	長谷川みどり君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 改めまして、皆さんおはようございます。

会議を始めます前に、ご報告申し上げます。

本日、浅田晃弘委員より欠席の申出があり、これを許可しておりますのでご報告いたします。

本日は議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、令和7年第3回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付しております会議日程により、ご協議をお願いしたいと思います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可します。勝谷町長。

○町長（勝谷聡一） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、令和7年第3回の定例会におきます議会運営委員会を開催をいただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

当委員会の藤本委員長をはじめ委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

重ねまして、まず、8月2日の平和の集いにおきまして、議員の皆様におかれましてはご参加を、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

80年間、日本がまず平和でいられたことにつきまして、何と申しますか、幸せであるなというふうに思うとともに、80年たったということもあって戦後生まれが大半を占めますので、改めて戦争とか、この、普通にしていれば享受できない平和であるということとを改めて認識したいというふうに決意を新たにしております。

あわせて、喜ばしいニュースとしては、ご承知のとおりでございますが、維孝館中学校の吹奏楽部が、開校以来初となる、関西コンクールへの出場を40校の中の2校ということで勝ち取っていただきました。本当に、もちろん子どもたちの力もありますが、改めて、関わる大人によって子どもたちの未来が大きく変わるということを先生方、顧問の先生をはじめ保護者の方々も含めまして、関わっていただいてこの未来があるというところを痛感をしておりまして、改めて教育とか子育てとか、そういう部分の大切さ

を感じておるところでございます。

あわせまして、消防になりますが、綴喜操法大会、大変暑い中で行っていただきまして、綴喜で2位というようなところを、第1分団を中心とする選手の皆さん、そして藤田団長をはじめとする本部の皆さん、当日も本当に酷暑の中を審査もいただきました指導員の皆さんをはじめ、皆さんのお力で勝ち得たもんだというふうに思っておりますし、消防力、地域力につながるものというふうに思っております。

同様に、この間、各地域で伝統行事や納涼祭ということで開催を地域でされております。ここも、本当に、もともとの出身者の方も、もちろんお住いいただいている方々もそうですし、最近では地域を超えたご参加というところで、交流もされておるというところで、やっぱりああいうイベントを通じて、顔の見える関係性というものの重要性と、そしてああいうことがあるから、そこをきっかけにしたというところ、非常に大事だと思っております。その、人のつながりこそがこの町の未来につながるものと、改めて実感をさせていただきました。

加えまして、すみません、あと2件ほどになります。8月22日になりますが、山城北地域道路ネットワーク促進協でございます。こちら、7市町で構成をしております。宇治市長、松村市長を会長にといたしまして、この山城北地域を均衡の取れた発展というものを目指して、道路整備を、道路ネットワークを京都府、国へ要望していくというものでございます。で、私ももちろん参加をさせていただきまして、私どもとしては、やはり国道307号の改築につきましては、山手線の整備というところでございますので、ここ、まだまだ未熟ではございますが、一步一步だというふうに思っております。そして、京都府の方とお話をするときにも、やはり宇治田原としてまとまっているかどうか、その熱量があるかどうかで我々の対応が変わるというお言葉も、実は頂戴をしております。改めまして、議員の皆様におかれましていろいろな感情や方向性というのはあると思いますが、道を造ることがこの町の未来を確実に発展させていくということにおきまして、どうかお力添えをいただきますよう切にお願いを改め申し上げたいというふうに思っております。

あと今、実は職員の募集というのをやらせていただいております。で、あしたまで町職員の募集でございます。あしたまでの応募の締切りになっておりまして、ちょっと今年度から、やはり人材不足と有為な人材の確保という観点を含めまして、社会人募集枠というのを今年から設けております。ちょっと幅広い人材をいろんなところから、何とか確保したいという思いからでございます。明日までになりますが、お知り合い等でお

めがねにかなう方というような、もしいらっしゃいましたら、ぜひエントリーのほうを促していただきますようお願いを申し上げます。

最後に、もう1件だけごめんなさい、田んぼの渇水についてでございます。ちょっと予算につきましては、改めて上程ということではないんですが、今ある予算の中で、限りある予算の中で活用しながらといいますか、で、補助のほうを産業観光課のほうで出してくれようとしています。で、補助率が10分の4、土地改良、ちょっとすみません、ここはネーミング間違っていたら恐縮なんです、のもともとのスキームを使いながら、10分の4の補助率で、上限が50万というようなスキームになってございますが、ここで、今現場のほうで受付をしながら、9月末までの事業について補助対象として進めていくというようなところで、今やっております。以上になります。

本日におきましては、いわゆる決算議会となりますが、議案関係15議案でございます。予算関係が2件、そして条例関係3件、一般議案が4件、で、決算が6件と、全15議案となります。ご審査、ご審議賜りまして、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

これより議事に入ります。

日程第1、「令和7年第3回（9月）定例会について」を議題といたします。

署名議員について、事務局からお願いいたします。西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士） 皆様、改めましておはようございます。

会議録署名議員の指名でございますが、今議会につきましては、議席番号5番、山本精議員、議席番号7番、浅田賢茂議員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） ただいまございましたとおり、5番の山本精議員、7番の浅田賢茂議員といたします。

2番、会期について。

日程は各委員の席に配付しております。

会期につきましては、9月2日から9月26日までの25日間といたします。

3番、諸報告について。

議員派遣の件について。

まず、報告4件。

7月23日、京都府町村議会議員研修会。

8月8日、京都府町村議会広報編集正副委員長研修会。

8月22日に、京都府町村議長会議連・常任委員長研修会。

8月29日、市町村職員等共同研修「市町村議会広報研修会」でございます。

④番、一般質問について。

事務局からお願いいたします。西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士） それでは、一般質問についてですが、お配りしております一般質問の一覧表をご覧ください。

8月21日、22日に受付をさせていただき、その結果10名の提出があり、22日の午前9時から抽選も実施させていただきました。その結果を一覧表にさせていただいております。

この10名の質問者の方々を4日、5日でどのようにすればよいかを議会運営委員会で決定いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） 今回の一般質問につきましては、10名ということでございます。

ただいま事務局より説明がございました一般質問表の状況等を踏まえて、4日と5日の振り分けをどのようにすればよいかご意見をいただきたいと思います。山内委員。

○委員（山内実貴子） この資料を出してもらっているかと思うんですけども。

○委員長（藤本英樹） 資料を今、1枚物のペーパーをお渡ししていると思うんですけども。今日、朝、机上に配付しておりますけれども。

○委員（山内実貴子） 今までの一定の流れがあって、特に、ここ何回かは、一般質問の通告があって、それから議運を行ってという形で最終決定をして、日程を決めるというふうになっていると思うんですけども。今までの流れがあって、私的には、10名の方、ほとんどの方が質問されるということであれば、予備日も設けているので日程2日でやるのもひとつかなとは思いますが。

ただ、議運をその日程を決める前に行うというところ、また通告が終わっている議運というところで、改めて考える必要があるのかなとは思いますが。ちょっとほかの方の意見も聞きたいとは思っています。

○委員長（藤本英樹） ほか、ございませんか。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時13分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時13分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。原田議長。

○議員（原田周一） 今、山内委員のほうから話があつて、従来は議運を開いてから一般質問を出せたというような形で。今回は、議運を開く前に一般質問の通告を締め切っているというような状況で。ここ何回かは、仮に、人数関係なしに内容見て、大体、まあ一日で終われるような時間配分であれば1日で、予備日を使わずに1日でもいいんじゃないかということでやってきたんですが。今回も予備日を使って2日という意見もあるんですけれども、今回にまた限っては、この通告内容を見ましたら、大体、1日で消化できる、時間的に十分であるという具合に思いますんで、今回も1日でもいいんじゃないかと。で、今後につきましては、皆さんの質問内容が当局とのやり取り云々で時間かかると、それぞれが、ということであれば2日間にまたやると。それはケース・バイ・ケースで、今後考えていけばいいんじゃないかということであります。以上です。

○委員長（藤本英樹） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時18分

○委員長（藤本英樹） 休憩前に引き続き会議を再開させていただきたいと思います。

一般質問の日程を2日にするか1日にするかという意見があつたんですけれども、今、休憩中の中の話合いの中で、内容的にも1日で終わるのような内容だろうということで、一般質問の日程につきましては、通告後の議運によって決定するとされていることから、日程を1日とさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） それでは一般質問の日程につきましては1日とし、4日に10人、5日は予備日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認め、1日目に10名全員で行いたいと思います。

5番、再開日について。

4日木曜日午前10時、一般質問。

5日金曜日午前10時、は予備日ということになります。

12日の金曜日午前10時から補正予算関係の採決と。

26日の金曜日午前10時から閉会予定となっております。

次、6番目、常任委員会について。

10日水曜日午前10時、総務建設常任委員会。

11日木曜日午前10時から文教厚生常任委員会。

7番目、予算特別委員会の日程につきまして。

9日火曜日午前10時。

この日程でご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認め、この日程で決定いたします。

次、8番目、決算特別委員会の設置及び日程について。

決算特別委員会は議選監査委員を除く議員で設置。

日程は、17日水曜日午前10時。

18日木曜日午前10時。

19日金曜日現地審査午前10時。

22日月曜日総括審査午前10時。

予定表をお配りしておりますので、ご参照のほうを願います。

この日程でご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認め、この日程で決定いたします。

次に、提出議案について、当局より議案説明をお願いしたいと思います。奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷 明） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、今回の9月町議会定例会にご提案させていただきます議案につきまして、私のほうから概要をご説明申し上げたいと存じます。

まず、お配りしております議案のかがみにございます提出議案一覧をご覧ください。

先ほど、町長のほうでご挨拶の中でも申し上げましたとおり、今回の定例会におきましては、私どものほうから15議案の提案がございます。内訳といたしましては、予算関係、補正が2件、条例関係につきましては改正が3件、一般議案4件、内訳といたしましては、道路認定が2件、契約が1件、その他計画の策定が1件、そして決算関係が6会計の6件、合計15議案の提案とさせていただきたいと考えております。

続きまして、各議案のご説明を簡単にご説明申し上げたいと存じます。

まず初めに、議案第36号、令和7年度宇治田原町一般会計補正予算（第2号）でござ

います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ2,663万6,000円を追加させていただきまして、歳入歳出それぞれの合計額を58億3,479万9,000円とさせていただくものでございます。

横表のほうを1枚お開きください。

今回の補正案件は、内容1件でございます。

税住民課所管の物価高騰対応調整給付金支給事業費2,663万6,000円ということで、財源といたしましては、国から総予全てが措置されますので、一般財源なしということで増額をさせていただいております。

これにつきましては、今回、主要事項調書はつけておりません。と申しますのは、当初予算におきまして計上させていただいておりますこの事業の、プラス補正という形になるものでございます。

ここで、概要をちょっとおさらいを申し上げたいと思うんですけども。皆様方もご存じのとおり、昨年度定額減税、4万円の減税ということで実施されまして、税額からカウントすると、その4万円の控除が受けられない方、要は、足りない方につきましては、1万円単位で4万円まで給付するという事業があったかと思います。これを既にもう、6年度実施いたしました。で、今回の補正というのは、その延長と申しますか、要は、そこでの最終的な精算という意味合いが出てくるものでございます。

具体的にどういうものかと申し上げますと、昨年度実施いたしました、その給付でございますが、それは令和5年所得等基にして、推計として4万円を給付、それぞれの税額に応じて給付させていただいたところでございますが、今回、6年分の所得税並びに6年度分の住民税が確定してまいりましたことから、その実績額に基づいて、本来給付すべき所要額と実際に昨年もらわれた額との間で差額が生じている方につきましては、精算させていただく必要がございます。それが、税額が確定いたしましたのではっきりしてきたということで、今回補正させていただく分。

それと、もう1点が、これはちょっと制度的なものでございまして、本町だけではないんですが、実は給付対象になっていなかった方がおられるということが判明してまいりました。例えば、青色事業の専従者、給与を受けておられて、その方は税金がかからないぐらいの専従者給与を受けておられるような方が、もしいらっしゃったといたしますと、この方税額がゼロですので定額減税できない。かといって、専従者を受けておられる、本の所帯主といいますか、そちらの方に本来は上乘せして給付されるべきものな

のですが、税制度上、専従者につきましては扶養親族から外れてしまうので扶養者にもならない、そして低所得者向けの給付の対象者にもなっていないという、このような方につきましては、どこからも減税なり、給付がもらえないということが判明してまいりまして。これ、本町に限らず全国的な状況なんですけれども、そういうことが判明してまいりましたので、そういう分につきましても手厚く給付させていただくということで。先ほど申し上げました、税額が確定したことに対する精算分、これにつきましてはプッシュ型、特に申請をしてもらわずとも、こちらで確認書を通知させていただきまして、要らないということがない限り給付させていただく。今申し上げましたような、専従者等の、給付がされていない方につきましては、申請をしていただいて、給付するという部分が生じてまいりましたことから、今回の補正として2,663万6,000円を補正させていただくものです。

詳細につきましては、またそれぞれの委員会のほうでご説明させていただくと存じますが、今回の補正内容はこのようなものでございます。

続きまして、議案第37号、令和7年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

これにつきましては、介護保険特会におきまして、保険事業勘定におきまして、前年度の国・府・支払基金の負担金等の確定に伴います返還金を追加補正をさせていただくものでございまして、現計予算に3,282万2,000円を追加させていただきまして、最終の予算額を9億996万3,000円とさせていただくものでございます。

続きまして、条例関係でございます。

議案第38号の議案書をご覧ください。

宇治田原町議会議員及び宇治田原町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、1枚物の概要版のほうをご覧ください。

これにつきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴いまして、国政選挙におけます選挙運動用ビラまたはポスターの作成に係る公費負担の限度額が引上げが行われました。いわゆる選挙公営と言っている部分でございますけれども。国政選挙におけます単価が上げられたということで、本町といたしましても、町議会議員または町長の選挙運動費用の公費負担額につきましても、これに準じて同様の改定を行うものでございます。

具体的には、改正内容の欄をご覧くださいたいんですけれども。まず、(1)選挙運動用

ビラの作成、これにつきましては現行単価からアップいたしまして、1枚当たり「8円38銭」でカウントさせていただくことになります。「【参考】公費負担額上限」とございますように、例えば町議会議員選挙の場合ですと、この新しい単価掛ける1,600枚までとなっておりますので、1万3,408円まで公営で公費負担をさせていただくと。

また、2番目の、選挙運動用のポスターの作成、これにつきましても単価が「586円88銭」、1枚当たりの単価が引き上げられましたので、本町の場合、ポスター掲示場、現在76か所ございます。これを基に計算することになるんですが、この単価掛ける76枚プラス企画、いろんな企画に伴いますポスター費用31万6,250円を足しまして、76枚で割りますと1枚当たりの単価が4,749円になります。この単価を、掛ける76枚ということで36万924円。これがポスターの作成公営費の上限となるものでございまして、公布の日から施行させていただきますが、通常ですと、今後の告示される町議選、町長選から適用することになりますので、特段なければ、任期満了に伴う次の選挙から実際に適用させていただくことになるのかなと予測しておるところでございます。以上でございます。

続きまして、議案第39号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これも1枚物の概要をご覧ください。

法律の改正が10月1日に施行されることに伴いまして、職員の部分休業の取得パターンの多様化、また育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備等の措置を講じるため、所要の改正を行うものでございまして、本町の育休条例そして勤務時間条例それぞれを、この1本の議案におきまして改正させていただくものでございます。

具体的には、改正内容といたしまして、まず、(1)部分休業の取得パターンの多様化、これは育休条例に関する部分でございますけれども。その下に、現行と改正後の表があるかと思っておりますけれども、現在は国と同様なんですけれども、部分休業を職員が取る場合には、勤務時間の始めまたは終わりにじゃないと駄目という規定がございました。2時間以内ですんで、最初に2時間取っても、後に2時間取っても、最初1時間最後1時間とかいう形でも結構なんですけど、最初か最後という条件がございました。それが今度は、改正後の欄を見ていただきたいんですけども、取得パターン①、この表のように、最初と終わりだけでなく、途中で取ってもいいですよというパターンが可能となりました。また、その下段、取得パターン②休業1時間以上（1日単位で取得することも可）ということで。これは年間トータル10日間内であれば、どのような時間で取って

もいいというような改正が今回行うというものでございます。

それと(2)番につきましては、これは勤務時間条例の関係なんですけれども、これも国と同様に、妊娠または出産等についての申出をした職員や3歳未満の子を養育する職員に対しましては、こういう両立支援制度に関する情報提供や制度を利用されますかというような意向確認の措置を行わなければならないというような観点から改正をしておるものでございまして、いずれも施行期日につきましては10月1日とさせていただくものでございます。

続きまして、議案第40号をご覧ください。

宇治田原町総合文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これにつきましても1枚ものの概要版をご覧ください。

これは、総合文化センターの利用促進または利便性の向上を図ることを目的に、新たに時間単位の施設使用料を設定する改正を行うものでございます。

現行、総合文化センターの利用時間は、午前、午後また夜間、そして午前・午後、午後・夜間、全日の6区分としておりますけれども、この研修室1・2・3及び和室につきましては、会議使用なんかでは実際に1時間から2時間ぐらいの使用が多く、現行の区分では、不要な時間まで施設を押さえていただく必要があるというような状況になってございます。また、使用者さんのほうからも、こういう、午前と午後にまたがれる時間帯を使用する場合には、実際に使用しない部分まで申請することになりますことから、時間単位の施設使用料の創設が望まれていたところでございます。

こうしたことから、研修室1・2・3そして和室につきましては、現行の区分に加えまして、新たに時間単位の施設使用料を設定しようとするものでございまして、現行の表に今回追加させていただくのは、研修室1ですと時間当たり800円、研修室2・3は時間当たり500円、和室につきましては時間当たり350円、この時間単価も追加させていただきまして、利用しやすい環境に努めていこうとするものでございまして、これまでも文化センターの運営委員会であり、また教育委員会でもご説明をさせていただいておりまして、10月1日からの施行を目指しておるものでございます。

続きまして、議案第41号、町道路線の認定及び廃止について、あわせまして議案第42号の町道路線の認定について、この2件はちょっと一括してご説明申し上げたいと存じます。

まず、この第42号の議案のほうの、こちらを見ていただいて、これは第41号、第42号もそうなんです、新名神高速道路の工事に伴いまして町道の付け替えが発生いたしま

すことから、起終点の変更に伴います3路線を第41号、そして新たに認定するものにつきましては第42号で議会上程させていただくものでございまして、起終点が替わるものにつきましては道路法の定めによりまして議会の議決を必要としております。また、新たに認定するものも議会の議決が必要となっておりますので、上程させていただくものでございます。

ついております資料が非常にちょっと分かりにくくて申し訳ないんですが、まず、議案第41号、1枚開いていただきますと、廃止する路線として郷之口鷲峰山線、4の25号線、4の26号線。もう1枚お開けいただきますと、それぞれの路線、同じ路線を新たに認定すると。

これは実際にどういうことかと申します。起点等が名神の関係で付け替え、少し変わるということで、本来、内容的には、変更的な意味合いなんですが。途中の変更をするだけならば告示行為で済むんですが、起終点が変わる場合につきましては議会の議決が必要となり、さらに一旦廃止をして、新たに認定しなければならないということとされておりますので、この3路線におきましては一旦廃止をさせていただいて、起終点が変わっている部分も含めて、全体を新たに認定するというところでございます。

第42号につきましては、新たに認定する路線なんですが、この図面だけではちょっとなかなか分かりにくいかと存じます。このようなカラー刷りのものが2枚物で入れさせていただいておるんですが、これでちょっと全体像をご説明申し上げたいと思います。

カラー刷り、議案第41・42号資料というのがあろうかと思いますが。先ほどの議案第41号、これは一旦廃止して新規にするというのは、この2枚目を見ていただきまして、まず1つが郷之口鷲峰山線。これはもともと、下町の起点が少し変わりますので、これを廃止して、新たに認定すると。これが第41号の1つ目。

そして、もう一回表紙、このカラー刷りの1枚物を見ていただきたいんですが、今度は4の26号線と4の25号線、これは終点のほうが変わるんですが。ちょっと分かりにくい地図ですが、4の26号線といいますのは、岩山のサンビレッジ宇治田原さんの少し手前、ちょうど峠の辺りから禅定寺方向に向いて走っている町道路線。これは車が入れるような道ではないんですけれども、それが終点変わります。

もう一つ、4の25線は隠谷地域を通過して禅定寺のほうへ、禅定寺の墓地の、いわゆる関電への道と呼んでおりますが、そっちのほうへ抜ける道が廃止して、認定する。この赤い線で示している部分でございます。

そして、議案第42号、これは新規に認定する路線が黄色なんですけれども。これもま

す、2枚目をひとつ見ていただきますと、まず2の40号線。これも下町の、今の信号のある交差点からもう少し宇治川、水道庁舎側へ行ったほうですが、新名神の下に側道が新たにできまして、赤政さん側に通じる側道が新規にできます。

そして、1枚目にもう一回戻っていただきますと、5の22号線と5の23号線も新たにできます。この5の22号線というのは、これも新名神の側道になりますが、これは先ほども言いましたサンビレッジ宇治田原さんから、またさらに禅定寺のほうへ坂道をずっと下りますと、新名神に当たりまして、ボックスカルバート、トンネルみたいなものがあると思いますけれども、それを抜けたところを禅定寺へ向いて、今度は右側のほうへずっと真っすぐ走る道が新たにできます。さらに、それが5の22号線で、5の23号線というのは禅定寺の碾茶工場から少し行ったところ辺ですけれども、これは滋賀県向いて左側に新しい道ができます。

ですから、今回は、この赤色のところが議案第41号、黄色んところが第42号ということになるんですが、全体像をお分かりいただくように、この黄緑の、区域の変更というのも入れさせていただいております。これは、起終点は変わらず、途中の線だけが変わるものでございまして、これにつきましては議会の議決は必要ございません。告示行為で足りるんですが。この赤と黄色だけであれば、山の途中で道が終わってしまいそうな絵になりますので、それらを接続する、議決は必要ないんですけれども告示行為をさせていただきます、この黄緑の線も含めて、全体像として新名神に関連する新しい道なりを図示させていただいたものでございまして、これで全体像をおつかみいただければありがたいと思っております。

非常にちょっと、これでも見にくい状況で申し訳ないんですけれども、今回新たに認定・廃止、そして新たに認定させていただきます第41号、第42号のご説明とさせていただきます。

それから、続きまして、議案第43号、維孝館中学校体育館空調設備整備工事請負契約の締結についてということで。

これにつきましては、ご予算もご決議いただいておりますが、夏場における中学校生徒の熱中症予防対策と避難所としての防災機能の強化を図るために、維孝館中学校体育館の空調設備工事を行うものでございます。これにつきましては、去る8月13日に、一般競争による入札を行わせていただきまして。こちらにございますように、4,810万7,400円で株式会社ナカタさんと契約しようとするもので、地方自治法に基づきます本町条例に基づく、議会の議決を求めるものでございます。

それから、続きまして、議案第44号、宇治田原町辺地総合整備計画（奥山田辺地）の策定についてということでご覧いただきたいと思います。これにつきましては、これまでから奥山田地域につきましては、辺地計画を策定することによりまして、地域の、例えば道路整備ですとか、そういう基盤整備を図ることができまして。これに採択されますと、一般的には、起債を充てたときに100%の充当、それに対する80%の交付税措置があるという非常に有利なもの、いわゆる8割相当の補助金をもらって実施できるというような非常に有利な制度でございまして。辺地に認められるためには、公共役場ですとか郵便局とか小中学校、そういうものからの距離とか、そういう一定数値化を算出いたしまして、100点以上が出るところにつきましては辺地ということになるんですが。奥山田地域につきましては、その計算式の下、辺地に当たるということでございますので、今回も計画を策定させていただきまして。

具体的には、資料のほうに掲げさせていただいているような、ちょうど奥山田天神社線の整備ですとか、町道木元線の整備、また、下水道処理施設、この奥山地域につきましては町管理の合併浄化槽を設置させていただいておりますが。そういうものに対しましても、この計画にのせることによって有利な制度を活用させていただくということで。今までの計画が令和2年から6年度まででございましたので、今回新たに令和7年から令和11年までの5年間分の計画を新たに策定するために、議会の議決をいただこうとするものでございます。

続きまして、議案第45号以降、決算認定の議案でございます。

私のほうからは、数値のご報告で決算概要の説明とさせていただきますと存じます。

まず、こちらのほう、冊子になっております。薄い、この、歳入歳出決算説明資料、これをご覧いただいてよろしいでしょうか。これの1ページを開けていただきますと、まず、一般会計を含みます4議案の決算額を申し上げたいと思いますので、ご確認いただければと思います。

まず、議案第45号、令和6年度宇治田原町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、決算額、歳入が58億2,503万1,196円、歳出56億2,052万7,261円となりまして、歳入歳出差引残額は2億450万3,935円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1,638万9,000円を差引いたしますと、実質収支額は1億8,811万4,935円となったものでございます。

続きまして、議案第46号、その下になりますけれども、令和6年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算認定につきましては、決算額、歳入9億5,337万5,902円、歳出9億3,630万5,368円で、歳入歳出差引残額は1,707万530円となっ

たものでございます。

続きまして、議案第47号、令和6年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、決算額、歳入1億8,039万1,750円、歳出1億7,638万1,512円で、歳入歳出差引残額は401万238円となったものでございます。

議案第48号でございます。令和6年度宇治田原町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、まず、保険事業勘定の決算額でございますが、歳入9億798万6,248円、歳出8億2,819万1,008円で、歳入歳出差引残額は7,979万5,240円となりました。

続きまして、介護サービス事業勘定の決算額は、歳入463万6,054円、歳出283万3,750円で、歳入歳出差引残額は180万2,300円となったものでございます。

続きまして、議案第49号、令和6年度宇治田原町水道事業会計決算認定につきましては、こちら、すみません、水道事業の決算書、こちらをご覧ください。令和6年度宇治田原町水道事業会計決算書でございます。これの1枚、2枚を開けていただきましたページ1と2をお開きいただきたいんですけども、こちらにございますように、決算額は、収益的収入及び支出、これにつきましては、収益的収入2億9,798万5,776円、収益的支出は2億7,275万6,420円となりまして、次のページ、3ページ、4ページをお開きください。

今度は、資本的収入及び支出におきましては、この右欄の決算額にございますように、資本的収入は7,799万4,385円、資本的支出1億8,175万9,712円となったものでございます。

もう1枚お開きいただきまして、5ページでございますが。なお、当年度純利益は、この5ページの下から2行目にございますように、1,899万6,899円となったものでございます。

続きまして、今度は議案第50号、令和6年度宇治田原町下水道事業会計決算認定につきましては、こちらの色刷りの下水道事業会計決算書、こちらをご覧ください。

これも1枚、2枚めくっていただきまして、ページで申し上げますと、1ページ、2ページになりますが。決算額はこの右欄にございますように、収益的収入及び支出では、収益的収入は4億2,343万6,508円、収益的支出は4億1,687万9,143円となりまして。

資本的収入及び支出、これは3ページ、4ページをご覧ください。資本的収入は、決算額2億8,906万9,600円、資本的支出は3億7,952万7,750円となったものでございます。

これも5ページをご覧ください。下から2行目でございます。当年度純利益は147万9,649円となったものでございます。

以上、決算議案に係りますご説明とさせていただきます、全体の議案の説明とさせていただきます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。
何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、以上で提出議案について終わりたいと思います。

10番、議事日程（第1号）について、事務局から説明をお願いしたいと思います。西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士） それでは、お手元に配付させていただいております、令和7年第3回宇治田原町議会定例会議事日程（第1号）についてご説明させていただきます。

令和7年9月2日火曜日、午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、議席番号5番、山本精議員、議席番号7番、浅田賢茂議員をお願いしたいと考えております。

続きまして、日程第2の会期でございますが、これにつきましても、先ほど委員長のほうからご確認いただきました9月2日から9月26日までの25日間とさせていただきますと思います。

日程第3、諸報告でございますが、お手元にお配りしております議員派遣の報告4件でございます。その後、町長のほうから開会のご挨拶等が入る予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

日程第4から日程第12までの、補正予算2件、条例改正3件、一般議案4件の合計9議案につきまして、一括提案を予定させていただいております。

お手元のほうに付託議案一覧をお配りさせていただいておりますが、議案第38号及び議案第39号、議案第41号及び議案第42号並びに議案第44号の5議案につきましては総務建設常任委員会に、議案第40号及び議案第43号の2議案につきましては文教厚生常任委員会に、議案第36号及び議案第37号の一般会計、介護保険特別会計の補正予算の2議案につきましては予算特別委員会に付託を予定させていただいております。

いずれにつきましても、付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えておるところでございます。

引き続きまして、日程第13、議案第45号の一般会計の決算認定から、日程第18、議案第50号の下水道事業会計決算認定までの6議案につきましては、いずれも決算認定となりますことから、これも先ほど議選の監査委員を除く議員で特別委員会を設置という形でご承認いただいておりますので、決算特別委員会のほうに付託を予定させていただいております。町長からの提案説明が終わりますと、上野議選監査委員より決算審査の審査報告をいただく予定としております。

日程第19、決算特別委員会の設置という形で議事を進めてさせていただきまして、一旦休憩を取りまして、この委員会で決算特別委員会の正副委員長を決定いただきます。その後、決定されました委員長の下で、第1回目の委員会申合せ等の内容の精査をお願いする予定とさせていただいております。

議事日程（第1号）についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、議員から質疑を受けたいと思います。
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、議事日程（第1号）について終わりたいと思います。

11、行政諸報告について。奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷 明） それでは、続きまして、私のほうから全員協議会案件につきまして、ご説明を申し上げたいと存じます。

まず、全協案件でございますが、9月2日の開会日につきましては、町当局のほうからの報告案件はないところでございます。

そして、最終日9月26日、閉会後の全員協議会におきましては、1,000万円以上建設工事等の請負契約の状況につきまして、ご報告、ご説明をさせていただく予定といたしております。行政側からは以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ただいまの行政諸報告につきましては、開会日の全員協議会では報告案件なし、閉会日の全員協議会は①建設工事等請負契約の状況について報告を願うことといたします。

今後、何かあれば、26日の閉会後の全員協議会で対応したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これまで、議員側から開会日の全員協議会で、常任委員会の視察研修に係る委員長報

告、また城南衛生管理組合議会をはじめとした議員報告を行ってきたところではございますが、開会日の全員協議会で行政からの報告案件がない状況等を踏まえ、これら議員報告につきましては、閉会日の全員協議会で報告を願いたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認め、これら議員報告につきましては、閉会日の全員協議会で報告させていただくことといたします。

次に、視察研修の報告等につきましては、7月3日、4日、石川県七尾市、穴水町、岐阜県池田町の総務建設・文教厚生常任委員会合同視察研修について、各委員長から報告をいただく予定です。

また、城南衛生管理組合議会、後期高齢者医療広域連合議会、地方税機構広域連合議会の報告も併せて予定をしております。

その他、何かございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、今後の予定ではございますが、9月25日木曜日午前10時から議会運営委員会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、定例会についてはこれで終了いたします。

日程第2、「その他」、何かございましたら、ご発言のほうをお願いしたいと思います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、これをもちまして、第3回定例会の議会運営委員会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時58分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 藤 本 英 樹